

夏休み期間の一時学童保育入会を受け付けます

入会期間 7月21日(金)～8月31日(木)(日曜日、祝日を除く)

受付期間 6月12日(月)～26日(月)



【対象】 夏休み期間に保護者、同居者などが仕事(短時間就労を含む)や病気などで保育できない小学1～6年生のお子さん

※障害のあるおさんは、医療行為を必要とせず、集団生活が可能で次のいずれかに該当する方

- ▶ 特別支援学校または特別支援学級に在籍している方
- ▶ 愛の手帳または身体障害者手帳をお持ちの方
- ▶ 心身の発達に気になる点があり、医師の診断により特別な配慮を必要とする方

【保育時間】 午前8時30分～午後6時(延長保育実施クラブは午後7時まで)

【入会できる施設】 区立学童保育クラブ(右表のとおり)

私立学童保育クラブについては、区ホームページ(トップ→施設案内→子育て施設→私立学童保育クラブ)をご覧ください。

【定員】 各区立学童保育クラブ1～5人

【使用料】 6,000円(別途、昼食代・おやつ代・教材費が掛かります。昼食は持参) 延長保育を希望する方は、別途、延長使用料が1週間当たり250円掛かります。

【申請書記布場所】 区立学童保育クラブ、保育課(区役所4階401番)

区ホームページからも取り出せます。

【申請方法】 所定の申請書に就労・疾病状況を証明する書類(勤務証明書など)を添えて、希望するクラブまたは保育課(区役所4階401番)へ持参。

【その他】 保護者の方が病気やけが、出産などでの入院、または急な介護などで保育できない場合は緊急一時学童の制度があります。詳しくは保育課へお問い合わせください。

【担当課】 保育課 ☎5654-8278

一時学童保育実施クラブ一覧

★印のクラブは、午後7時までの延長保育があります。

クラブ	所在地	電話番号
青戸	青戸3-10-5(青戸児童館内)	3602-0221
青戸中央	青戸6-16-12(青戸中央児童館内)	3604-6306
西奥戸	奥戸1-12-1(西奥戸児童館内)	5698-1704
南奥戸	奥戸2-30-11(南奥戸児童館内)	5698-1707
東奥戸	奥戸4-20-11(東奥戸児童館内)	5698-1705
末広	金町5-4-1(末広児童館内)	5699-1275
鎌倉	鎌倉2-6-20(鎌倉児童館内)	5694-2292
亀有	亀有1-17-5(亀有児童館内)	3604-7756
中道	西亀有1-2-7(中道児童館内)	3604-6561
柴又	柴又2-4-5(柴又児童館内)	5699-1257
新柴又	柴又5-33-8(新柴又児童館内)	5694-2982
★白鳥	白鳥3-32-6(白鳥児童館内)	3602-3452
高砂	高砂5-6-7(高砂児童館内)	3627-6948
宝町	宝町1-5-1(宝町児童館内)	5698-1703
梅田	立石3-26-10(梅田児童館内)	5698-1701
★西新小岩	西新小岩4-33-2(児童会館内)	3691-3142
幸田	西水元2-16-10(幸田児童館内)	5699-1244
東金町	東金町5-22-18(東金町児童館内)	5699-1314
東堀切	東堀切2-20-8(東堀切児童館内)	3602-6808
★新水元	東水元3-5-7(新水元児童館内)	5699-1260
★渋江	東四つ木2-15-11(渋江児童館内)	5698-1702
堀切	堀切1-9-18(堀切児童館内)	5698-1706
花の木	南水元3-7-1(花の木児童館内)	5699-1298

西亀有学童保育クラブは夏休み期間の一時学童保育を実施しません。

平成29年度

特別区民税・都民税(住民税)のお知らせ

【担当課】 税務課(区役所3階321番)

▷課税の内容について ☎5654-8550

▷納付の相談について ☎5654-8280

▷口座振替・還付金・証明書の郵送請求の相談について ☎5654-8201

税額決定納税通知書を送付します(非課税の方を除く)

● 自営業・パートなど個人で納付する方(普通徴収)

税額決定納税通知書を6月9日(金)に発送します。

【納付窓口】 金融機関、郵便局(ゆうちょ銀行)、税務課(区役所3階321番)、区民事務所、区民サービスコーナー、コンビニエンスストア
この他、簡単で便利な口座振替、ペイジーマークの表示のあるATM、パソコンや携帯電話を利用したインターネットバンキング・モバイルバンキング、クレジットカードを利用する「Yahoo! 公金支払い」もご利用できます。

- 【納期限】
- ▶ 第1期 6月30日(金)
 - ▶ 第2期 8月31日(木)
 - ▶ 第3期 10月31日(火)
 - ▶ 第4期 平成30年1月31日(水)



▲ペイジーマーク

● 年金から引き落としされている方(年金特別徴収)

税額決定納税通知書を6月9日(金)に発送します。年金の各支給月に引き落としとなります。

● 会社員など給与から引き落としされている方(給与特別徴収)

税額決定通知書を5月10日に給与支払者(勤務先)宛てに送付しました。6月から平成30年5月まで、年12回給与からの引き落としとなります。

平成29年度住民税の課税・非課税・納税証明書(1通300円)の発行

【発行開始日】 6月9日(金) (給与特別徴収の方は5月10日から)

【発行場所】 税務課(区役所3階321番)、区民事務所、区民サービスコーナー

郵送請求、電話またはネット予約による夜間・休日窓口(区役所1階)での受け取り、区民ホール(区役所2階)およびコンビニエンスストアの証明書発行機(1通200円)での交付もできます。

【必要書類】

本人確認書類(運転免許証、マイナンバー(個人番号)カード、パスポートなど)

同一世帯以外の方が代理で請求する場合には、委任状と代理人の本人確認書類が必要となります。

ご注意ください

- ▷住民税の申告をしていない方(公的年金受給者・確定申告をした方・勤務先から給与支払報告書の提出のあった方・被扶養者の方を除く)の証明書は発行できません。税務課で申告してください。この場合、証明書の即日発行はできません。
- ▷被扶養者の方で所得金額(0円を含む)の記載のある証明書が必要な場合、住民税の申告が必要となる場合があります。

平成29年度の国民健康保険料をお知らせします

国民健康保険料は、1年間に見込まれる医療費などの総額を推計し、このうちの一定割合をご負担いただくよう計算されています。近年の医療の高度化や被保険者の高齢化などにより、平成29年度の保険料は前年度比で約7%増となりました。誰もが必要なときに必要な医療を受けることができる国民健康保険制度を維持するため、保険料の納付をお願いします。

【担当課】 国保年金課 ☎(5654)8210

平成29年度国民健康保険料決定通知書兼納入通知書・納付書をお送りします

平成29年1月2日以降に転入した方へ

国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主へ、平成29年度の「国民健康保険料決定通知書兼納入通知書」と「納付書」を、6月13日(火)ごろにお送りします。口座振替をご利用の方や特別徴収(年金天引き)の方には、国民健康保険料決定通知書兼納入通知書のみお送りします。

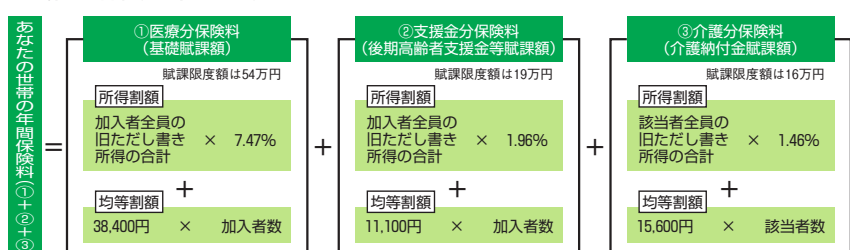
加入人数や所得の変更などで保険料額が変更になった場合は、その都度、国民健康保険料変更通知書兼納入通知書をお送りします。

保険料の算定方法は下図のとおりです。

平成29年度の国民健康保険料を特別徴収(年金天引き)で納める方へ

特別徴収の方は、国民健康保険料を公的年金から天引きします。天引き額は、国民健康保険料決定通知書兼納入通知書の特別徴収欄でご確認ください。口座振替による納付方法に切り替えることもできます。手続方法など、詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険料算定方法



※旧ただし書き所得とは、平成28年中の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計額から、基礎控除額33万円を差し引いた金額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。
※介護分保険料は、40歳以上65歳未満の国保加入者(介護保険第2号被保険者)を対象に計算します。